

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

| 事業年度   | 法人名 |   |   |
|--|-----|---|---|
| 平均売上金額<br>(別表六(九)「5」)                            | 9   | 円 | 円 |
| 平均売上金額の10%相当額<br>$(9) \times \frac{10}{100}$     | 10  |   |   |
| 平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額<br>(1) - (10)           | 11  |   |   |
| 試験研究費割合<br>$\frac{(1)}{(9)}$                     | 12  |   |   |
| 超過税額控除割合<br>$((12) - \frac{10}{100}) \times 0.2$ | 13  |   |   |
| 平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額<br>(1) × (13) | 14  |   | 円 |
| 当期税額基準額<br>$(2) \times \frac{10}{100}$           | 15  |   |   |
| 当期税額控除可能額<br>(14) と (15) のうち少ない金額                | 16  |   |   |
| 当期税額控除可能額<br>(8) の金額又は (16) の金額                  | 17  |   |   |
| 法人税額超過構成額<br>(別表六(二十四)「29の②」)                    | 18  |   |   |
| 法人税額の特別控除額<br>(17) - (18)                        | 19  |   |   |

別表六(八) 平二十一・四・一以後開始事業年度分

御注意

平成21年3月31日以前に開始する事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六(八)(旧別表六(八))を御使用ください。

## 別表六（八）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第9項《試験研究費の増加額等に係る法人税額の特例控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「当期税額控除可能額（(8)の金額又は(10)の金額」<sup>17</sup>」は、措置法第42条の4第9項第1号の規定の適用を受ける場合には「又は(10)の金額」を消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「(8)の金額又は」を消します。